

大情審答申第 359 号
平成 26 年 3 月 14 日

大阪市長職務代理者
大阪市の副市長 村上 龍一 様

大阪市情報公開審査会
会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 24 年 4 月 27 日付け大人事人第 46 号及び同年 10 月 4 日付け大住吉総第 130 号により諮問のありました件について、次のとおり一括して答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成 24 年 3 月 2 日付け大総務人第 480 号により行った部分公開決定（以下「本件決定 1」という。）及び同年 8 月 24 日付け大住吉総第 89 号により行った部分公開決定（以下「本件決定 2」といい、本件決定 1 及び本件決定 2 を総称して「本件各決定」という。）は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、別表 1 の（う）欄及び別表 2 の（え）欄に記載の各年月日に、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、別表 1 の（え）欄及び別表 2 の（お）欄に記載の各公開請求（以下、各々「本件請求 1」及び「本件請求 2」という。）を行った。

2 公開請求に対する決定

(1) 実施機関は、本件請求 1 については、別表 1 の（お）欄に記載の公文書を特定した上で、別表 1 の（か）欄に記載の情報を公開しない理由を別表 1 の（き）欄のとおり付して、条例第 10 条第 1 項に基づき、本件決定 1 を行った。

(2) また、実施機関は、本件請求 2 については、別表 2 の（か）欄に記載の公文書を特定した上で、別表 2 の（き）欄に記載の情報を公開しない理由を別表 2 の（く）欄に記載のとおり付して、条例第 10 条第 1 項に基づき、本件決定 2 を行った。なお、その後、本件決定 2 の一部を取り消し、別表 2 の（け）欄に記載の情報を公開しない理由を別表 2 の（こ）欄に記載のとおり付して、別表 2 の（う）欄に記載の部分公開決定を行った。

また、実施機関は、本件決定 2 とは別に、本件請求 2 に係る公文書として、「調査に関する全文書（『職員の不祥事について（平成 24 年 6 月 27 日付け）』）にかか

るもの)」を特定した上で、条例第10条第2項に基づき、平成24年8月24日付けで大住吉保生第427号による非公開決定を行っている。

3 異議申立て

異議申立人は、別表1の(け)欄及び別表2の(し)欄に記載の各年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条第1号に基づきそれぞれ異議申立て(以下「本件各異議申立て」という。)を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定1について

- (1) 他の決定(環境局が行った部分公開決定)とマスキング箇所が異なり、本来どちらの決定が正しいのか。
- (2) 公開された公文書のうち、非公開とされた特定箇所の職員の氏名(以下「本件情報1」という。)、派遣先での役職名、就任年月日及び在任年度並びに派遣元での役職名(以下「本件情報2」という。)、職員人事記録調書中の「任免記録」欄の情報(以下「本件情報3」という。)及び「賞罰」欄の情報(以下「本件情報4」という。)は公開するべきである。
- (3) 本来マスキングしてはならない箇所が多数あるので、この公開文書を再作成する事。

2 本件決定2について

- (1) 賞罰内容(以下「本件情報5」という。)をなぜ公開しないのか。
- (2) 賞罰欄は公開すべきか否かの白黒をつけたい。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定1について

- (1) 非公開とした情報は、①それ自体で直接的に文書訓告を受けた職員(以下「本件職員」という。)を特定することができる情報であること、②大阪市職員録等の通常入手が可能である情報と照合することにより、本件職員を識別できる情報であること、③本件職員が識別されないが公にすることにより、なお本件職員の権利利益を害するおそれがある情報であること、のいずれかであると認められる。
- (2) 本件職員が文書訓告を受けたこと自体は、本件職員が行政庁又はその補助機関として、その担任する職務を遂行する場合における当該職務遂行に関する情報でないため、非公開とした情報は、条例第7条第1号ただし書ウに該当しない。また、非公開とした情報は、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、同号ただし書アにも該当しない。さらに、情報の性質上、同号ただし書イにも該当しないことは明らかである。

2 本件決定2について

非公開とした情報には、該当職員のこれまでの処分内容及び勤続職員表彰を受けた記録、またそれぞれの処分等の年月日が含まれており、公開すると、勤続職員表彰の記録から、処分された職員の採用年次が特定されることとなり、採用年次と既に公開されている情報等を照合することにより、処分された職員の識別が可能となることから、条例第7条第1号に該当するものとして、非公開としたものである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 対象文書について

別表1の(お)欄及び別表2の(か)欄に記載の公文書は、実施機関の職員が起こした不祥事案に関する報告及び関係職員への懲戒処分その他行政措置（以下「関係職員への懲戒処分その他行政措置」を「処分等」という。）の検討等を行うに当たり作成された公文書であり、不祥事案の概要をはじめ、関係職員の人事記録情報などが記載されている。

3 争点

実施機関は、別表1の(お)欄及び別表2の(か)欄に記載の公文書について、条例第7条第1号を理由に本件各決定を行ったのに対し、異議申立人は、本件決定1において非公開とした本件情報1ないし本件情報4、並びに本件決定2において非公開とした本件情報5について、それぞれ公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件各異議申立てにおける争点は、本件情報1ないし本件情報5の条例第7条第1号該当性である。なお、本件情報1ないし本件情報5以外に非公開とした情報については、異議申立人が公開を求めているので、その公開の妥当性については判断しないものとする。

4 条例第7条第1号該当性について

(1) 条例第7条第1号の基本的な考え方について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に公開しないことができると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例…の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

(2) 本件情報1の条例第7条第1号該当性について

ア 本件情報1の条例第7条第1号本文該当性について

当該情報は、本市職員の氏名であって、当該情報そのものにより特定の個人が識別されることから、本号本文に該当する。

イ 本件情報1の条例第7条第1号ただし書該当性について

(ア) 一般に、職務遂行上に係る本市職員の氏名は、慣行として公にされているところ、当該情報は、実施機関の職員が起こした不祥事案に関する報告及び処分等の検討等を行うに当たり作成された公文書に記載された情報である。

処分等は、当該公務員にとっては、職務に関する情報であっても、当該処分等を受けること自体は、当該公務員が担任する職務の遂行に該当しない。

当該情報は、処分等の検討及び処分等を受けた職員の氏名であり、当該職員が担任する職務遂行上の氏名情報に該当しないと認められる。

(イ) 実施機関では、処分等の検討が行われた職員の氏名を公にする慣行はなく、当該不祥事案において処分等を受けた職員の氏名についても、公にする慣行がないことから、当該情報は、本号ただし書アに該当しないと認められる。

また、当該情報は、情報の性質上、同号ただし書イ及びウにも該当しないと認められる。

(3) 本件情報2及び本件情報3の条例第7条第1号該当性について

ア 本件情報2及び本件情報3の条例第7条第1号本文該当性について

当該各情報は、本市職員の職及び職歴に係る情報であって、他の情報と照合又は組み合わせることにより、処分等の検討又は処分等を受けた特定の職員が識別されることから、本号本文に該当する。

イ 本件情報2及び本件情報3の条例第7条第1号ただし書該当性について

(ア) 本号ただし書ウは、「当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は例外的に公開しなければならない旨

を規定しており、行政事務と不可分の関係にある公務員の職及び職務遂行の内容に係る部分について公開することとしている。

また、「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政庁又はその補助機関として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味するところ、処分等は、当該公務員にとっては、職務に関する情報であっても、当該処分等を受けること自体は、当該公務員が担任する職務の遂行に該当しない。

(イ) 上記(ア)を踏まえると、当該各情報は、処分等の検討又は処分等を受けた職員に係る職及び職歴に係る情報であり、当該職員にとって職務の遂行に係る情報とは認められないことから、本号ただし書ウに該当しないと認められる。

また、実施機関では、上記(2)イ(イ)の理由と同様に、処分等の検討が行われた職員の職及び職歴を公にする慣行はなく、当該不祥事案において処分等を受けた職員の職及び職歴についても、公にする慣行がないことから、当該各情報は、本号ただし書アに該当しないと認められる。

また、当該各情報は、情報の性質上、本号ただし書イにも該当しないと認められる。

(4) 本件情報4及び本件情報5の条例第7条第1号該当性について

ア 本件情報4及び本件情報5の条例第7条第1号本文該当性について

当該各情報は、本件各決定で公開された情報、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報、さらに、公開請求等により何人も入手できる情報と照合することにより、特定の個人が識別されることから、本号本文に該当する。

イ 本件情報4及び本件情報5の条例第7条第1号ただし書該当性について

当該各情報は、職務に係る情報ではあっても、職務遂行の内容に係る情報でないことから、本号ただし書ウに該当しないと認められる。

また、当該各情報は、実施機関において、公にする慣行がないことから、当該情報は、本号ただし書アに該当せず、さらに情報の性質上、同号ただし書イに該当しないと認められる。

5 その他

異議申立人は、申立ての理由として、本件各決定で非公開とされた部分と、他の案件に係る公開請求に対し行われた行政処分により非公開とされた部分が異なるため、どちらの判断が正しいのかと主張している。

しかしながら、一般に、特定の個人が識別されるか否かは記載内容により異なるため、事案により公開の可否の判断が異なることは起こり得るものであり、また、当審査会は、条例第17条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するために置かれている(条例第20条第1項)ものであることから、当審査会に諮問がされていない事案に係る行政処分の妥当性は判断しない。

異議申立人はその他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野一郎、委員 曾我部真裕、委員 金井美智子

別表1 本件請求1に対して、実施機関が行った部分公開決定について

(あ)	諮問	平成24年4月27日付け大人事人第46号(平成24年度諮問受理第3号)
(い)	決定	平成24年3月2日付け大総務人第480号による部分公開決定 (本件決定1)
(う)	請求日	平成24年1月20日
(え)	請求する公文書の 件名又は内容	住吉区における平成22年度及び平成23年4月～12月の文書訓告・口頭 注意を含む処分に関する内申とその処分に関する全文書
(お)	公文書の件名	「文書訓告について」(平成22年9月29日決裁) 「懲戒処分について」(平成23年11月28日決裁)
(か)	公開しないことと した部分	(1)「文書訓告について」(平成22年9月29日決裁) ・職員の氏名、生年月日、年齢、住所、職員番号、採用年月日、学歴 内容、前歴内容及び資格内容 ・職員の採用後の任免記録のうち、派遣先団体名以外の部分 ・職員の所属課名 ・職員の補職名のうち、所属局部名以外の部分 ・派遣先団体における職員の役職名及び業務内容 ・職員の過去の賞罰及び当該賞罰を受けた月日 ・本件不適切な会計処理に関する内容 (2)「懲戒処分について」(平成23年11月28日決裁) ・職員の氏名、生年月日、住所、職員番号、任免記録、学歴内容、前 歴内容及び資格内容 ・職員の所属課名 ・職員の補職名のうち、処分当時の階級を除く所属局部名以外の部分 ・職員の過去の賞罰及び当該賞罰を受けた月日 ・市民の氏名及び本籍地に関する内容 ・市民が本籍地の変更を申し出るに至った経緯に関する内容
(き)	上記の部分を開 示しない理由	条例第7条第1号に該当 (説明) 上記情報については、個人に関する情報であって、当該情報そのも のにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され るもの、又は特定の個人が識別されないが公にすることにより、なお 個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、かつ同号ただ し書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。
(く)	担当	総務局人事部人事課(人事グループ)(現 人事室人事課(人事グループ))
(け)	異議申立て年月日	平成24年3月26日

別表2 本件請求2に対して、実施機関が行った部分公開決定について

(あ)	諮問	平成24年10月4日付け大住吉総第130号(平成24年度諮問受理第81号)
(い)	決定	平成24年8月24日付け大住吉総第89号による部分公開決定 (本件決定2)
(う)	変更決定	平成24年9月3日付け大住吉総第98号による部分公開決定の取消し及び新たな部分公開決定について
(え)	請求日	平成24年8月10日
(お)	請求する公文書の件名又は内容	住吉区役所のホームページに本年6月27日にあった「職員の不祥事について」のてん末が分かる全文書
(か)	公文書の件名	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の不祥事について(平成24年6月27日決裁分) ・始末書(平成24年7月5日付け) ・職員の窃盗事件にかかる報告および処分の内申について(平成24年7月25日決裁分) ・職員の懲戒について(平成24年7月30日決裁分) ・処分辞令(平成24年7月31日付け) ・処分説明書(平成24年7月31日付け)
(き)	(い)欄に記載の決定により公開しないこととした部分	<p>(1) 職員の不祥事について(平成24年6月27日決裁分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の氏名、所属(「住吉区役所」を除く。)及び採用年月 <p>(2) 始末書(平成24年7月5日付け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の氏名、所属、母印及び職員個人の私事に関する情報 <p>(3) 職員の窃盗事件にかかる報告および処分の内申について(平成24年7月25日決裁分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の氏名、生年月日、補職(「住吉区役所」「課長」「課長代理」を除く。)、担当業務、職種(「事務職員」を除く。)、顔写真、現住所、任免記録、職員番号、任用区分、所属(「住吉区役所」を除く。)、採用年月日に関する事項、学歴内容、前歴内容、資格内容、賞罰内容(賞罰を受けた年を除く。)及び職員個人の私事に関する情報 <p>(4) 職員の懲戒について(平成24年7月30日決裁分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の氏名、補職名(「住吉区役所」「課長」「課長代理」を除く。)及び任免記録 <p>(5) 処分辞令(平成24年7月31日付け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の氏名 <p>(6) 処分説明書(平成24年7月31日付け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の氏名、補職名及び任免記録
(く)	(い)欄に記載の決定により上記の部分を公開しない理	<p>条例第7条第1号に該当</p> <p>(説明)</p> <p>公開しないこととした部分の情報は、個人に関する情報であって、</p>

	由	当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。
(け)	(う)欄に記載の決定により公開しないこととした部分	<p>(1) 職員の不祥事について（平成24年6月27日決裁分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の氏名、所属（「住吉区役所」を除く。）及び採用年月 <p>(2) 始末書（平成24年7月5日付け）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の氏名、所属、母印及び職員個人の私事に関する情報 <p>(3) 職員の窃盗事件にかかる報告および処分の内申について（平成24年7月25日決裁分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の氏名、生年月日、補職（「住吉区役所」「課長」「課長代理」を除く。）、担当業務、顔写真、現住所、任免記録、職員番号、任用区分、所属（「住吉区役所」を除く。）、採用年月日に関する事項、学歴内容、前歴内容、資格内容、賞罰内容（賞罰を受けた年を除く。）及び職員個人の私事に関する情報 <p>(4) 職員の懲戒について（平成24年7月30日決裁分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の氏名、補職名（「住吉区役所」「課長」「課長代理」を除く。）及び任免記録 <p>(5) 処分辞令（平成24年7月31日付け）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の氏名 <p>(6) 処分説明書（平成24年7月31日付け）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の氏名、補職名及び任免記録
(こ)	(う)欄に記載の決定により上記の部分を開示しない理由	<p>条例第7条第1号に該当</p> <p>(説明)</p> <p>公開しないこととした部分の情報は、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。</p>
(さ)	担当	住吉区役所 総務課
(し)	異議申立て年月日	平成24年9月6日

(参考) 答申に至る経過

平成24年度諮問受理第3号

年 月 日	経 過
平成24年4月27日	諮問
平成24年6月8日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成24年6月22日	異議申立人から意見書の提出
平成24年10月10日	審議 (論点整理)
平成24年11月26日	審議 (論点整理)
平成25年5月24日	審議 (論点整理)
平成25年6月21日	審議 (論点整理)
平成25年9月5日	審議 (答申案)
平成25年11月11日	審議 (論点整理)
平成26年1月20日	審議 (答申案)
平成26年2月20日	審議 (答申案)
平成26年3月14日	答申

(参考) 答申に至る経過

平成24年度諮問受理第81号

年 月 日	経 過
平成24年10月4日	諮問
平成25年3月4日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成25年5月24日	審議 (論点整理)
平成25年6月21日	審議 (論点整理)
平成25年7月22日	異議申立人からの意見書の提出
平成25年9月5日	審議 (答申案)
平成25年11月11日	審議 (論点整理)
平成26年1月20日	審議 (答申案)
平成26年2月20日	審議 (答申案)
平成26年3月14日	答申